



トランペットフラワー

# 税務と経営

編集 発行人  
税 理 士

三 木 泰

事務所 〒597-0071  
貝塚市加神1-11-17  
TEL 0724(31)1644

11月

(霜月) November

3日・文化の日  
23日・勤労感謝の日

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	・
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

## 11月の税務と労務

- |  |   |
|--|---|
| <b>国 税</b> / 10月分源泉所得税の納付<br>11月10日                    | <b>国 税</b> / 3月決算法人の中間申告<br>11月30日        |
| <b>国 税</b> / 所得税予定納税額の減額申請<br>11月15日                   | <b>国 税</b> / 個人事業者の消費税等の中間申告<br>11月30日    |
| <b>国 税</b> / 所得税予定納税額第2期分の納付<br>11月30日                 | <b>地方税</b> / 個人事業税第2期分の納付<br>都道府県の条例で定める日 |
| <b>国 税</b> / 9月決算法人の確定申告<br>(法人税・消費税等)11月30日           | <b>労 務</b> / 労働保険料第3期分の納付<br>11月30日       |
| <b>国 税</b> / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告<br>(年3回の場合)11月30日 | (労働保険事務組合委託の場合)12月14日まで)                  |

税を考える週間 11月11日~11月17日

### ワンポイント 自動車税のグリーン化

環境対策のため、自動車税(地方税)を、窒素酸化物などの排出ガスが少なく環境負荷の小さい自動車に対しては最大50%軽減し、逆に環境負荷の大きい自動車に対しては10%重課する制度。平成16年度に自動車税が軽減されたのは178万台で軽減額は221億円、重課は504万台で164億円にのぼっています。

# 社員が

## 六五歳に

### なったとき

六〇代前半の社員が六五歳となり、その後も引き続き在職する場合には、六〇歳となったときと比べて被保険者資格、在職老齢年金のしくみ、保険給付等に相違が生じます。今回は、その相違点に詳しく注ぎたい事項を、Q&A形式で掲げます。

#### Q1 六〇代後半の社員に六〇歳未満の被扶養配偶者があるとき

六五歳になった厚生年金保険の被保険者に六〇歳未満の被扶養配偶者(以下、配偶者という)がいる場合には、その配偶者はどのように取り扱われるのですか。

A: 厚生年金保険の被保険者であ

る六〇代前半の社員に六〇歳未満の配偶者がある場合は、その配偶者は第3号被保険者になれますが、社員が六〇代後半となるとその取扱いは大きく異なります。

六五歳となった時点で老齢基礎年金の受給権が発生している社員が、その後も引き続き厚生年金保険の被保険者として就労する場合は、国民年金の第2号被保険者には該当しなくなり、したがってその配偶者は第3号被保険者になることはできません。

この場合、配偶者は、被保険者が六五歳になった時点でその資格を失うことになり、配偶者は六〇歳に達するまでの間は、通常どおり国民年金の第1号被保険者の届出をして、国民年金保険料を支払うこととなります。

なお、第3号被保険者に関する手続きは、配偶者本人が、住所地の市区町村の担当窓口で、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出をすることにより行いますので、会社で行う手続きは特にありません。

#### Q2 六〇代後半の社員が障害者になったとき

六五歳以上の厚生年金保険の被保険者が、傷病(ケガや病気)が原因で障害者となったときの給付は、六五歳前のそれと同じですか。

A: 前掲のとおり六五歳時点で老齢基礎年金の受給権が発生している人については、国民年金の第2号被保険者には該当しない取扱いとなります。したがって、厚生年金保険の被保険者である社員が、六五歳以上七〇歳未満の間に初診日がある傷病が原因で1級または2級の障害等級に該当した場合には、その障害等級に応じた障害厚生年金が支給されますが障害基礎年金は支給されないこととなります。

なお、障害厚生年金の受給権が発生しても、老齢給付(老齢基礎年金及び老齢厚生年金)も一緒に受けられませんので、いずれか一方を選択することになります。

年金額は社会保険事務所などで教えてください。

よいでしょう。この際、障害厚生年金は非課税ですが、老齢給付は課税扱い、しかも税法において控除額等の改正が行われませんでしたので、この点も考慮して選択するとよいでしょう。

#### Q3 六五歳になる社員の雇用保険の適用

社員が六五歳になった場合、雇用保険で必要となる手続きはありますか。その他給付に留意すべき点がありましたら併せて教えてください。

A: 雇用保険に関しては、社員が六五歳になったからといって届け出るものではありません。ただし、退職後は、一般被保険者としてではなく高年齢継続被保険者として給付を受けることになりますので、失業給付金に比べ高年齢求職者給付金(算定基礎期間に応じて定められている)はかなり減りますし、技能習得手当(受講手当、通所手当)、寄宿手当及び傷病手当は受けられなくなりますので留意すべきでしょう。

**Q4** 高年齢雇用継続基本給付金は引き続き受けられるか

社員の丁さんは六〇歳から高年齢雇用継続基本給付金を受けています。もうすぐ六五歳の定年となり、その後は給与が三割カットされますが、継続雇用を希望しています。六五歳以後の高年齢雇用継続基本給付金について教えてください。

**A**：高年齢雇用継続基本給付金の支給対象期間ですが、六五歳に達する日（誕生日の前日）の属する月までです。したがって、十月一日生まれの人は九月まで、同月二日生まれの人は十月までの支給となります。

**Q5** 六五歳以後も就労する社員の在職老齢年金

六五歳以後も引き続き就労する場合には、六〇歳代前半と同じように年金が減額されるのですか。

**A**：六〇歳代後半も厚生年金保険の被保険者として在籍している

限り支給調整（六〇歳代後半の在職老齢年金）されます。調整方法は、具体的には次のとおりで、六〇歳代前半の年金額に比べて受け取れる金額は多くなります。総報酬月額相当額（\*1）と基本月額（\*2）との合計額が四八万円を超える場合は、次の額が支給停止となります。

（総報酬月額相当額 + 基本月額 48万円）× 1 / 2 × 12

総報酬月額相当額と基本月額との合計額が四八万円以下の場合には調整は行われず、年金が全額支給されます。

\*1 老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日において、標準報酬月額とその月以前一年間の標準賞与額の総額を一二で割った額とを合算した額をいいます。

\*2 老齢厚生年金（加給年金額を除く）を一二で割った額をいいます。在職老齢年金の仕組みにより年金額が支給調整（減額等）されるのは、老齢厚生年金だけで、六五歳から支給される老齢基礎年金は全額受けられます。

**Q6** 六〇代後半の被保険者期間は年金額に反映されるのか

六五歳以後も厚生年金保険の被保険者として就労する場合は保険料が徴収されるようですが、この保険料を納付した期間は、年金額に反映されるのですか。

**A**：保険料を徴収された期間は退職後一か月経過後から年金額に反映されます。ただし、増額されるのは老齢厚生年金だけで、老齢基礎年金には反映されません。

**Q7** 介護保険料の徴収方法が変更

社員が六五歳になると、いままで健康保険料とセットで給与から控除していた介護保険料の徴収方法が変わるようですが、どのようになるのですか。

**A**：六五歳になった被保険者は、介護保険の第2号被保険者（四〇歳以上六五歳未満の被保険者）から第1号被保険者になり（変更により会社及び本人が行わ

なければならぬ手続きはありません）、介護保険料は公的年金から天引き（年金月額が一万五千円以上の場合、一万五千円未満の人は、普通徴収となり、納付書により納付する）されますので、給与から控除する必要はありません。

六五歳になった日とは、前記のとおり六五歳の誕生日の前日をいい、たとえば十月一日生まれの人は、八月までは給与から、九月以降は年金から控除されます。また月初以外の人（たとえば十月二日生まれの人）の場合は、九月までは給与から、十月以降は年金から控除されます。

なお、各市区町村により、事務処理上、六五歳到達後の数力月は、年金からの天引き（特別徴収）ではなく、納付書による普通徴収となるようです。詳しくは、住所地の市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

ちなみに、医療保険の保険料は現在属している医療保険に納付することになりますので、引き続き給与から控除することになります。

## 国民年金保険料の納め方

平成17年4月以降国民年金保険料の納付方法に「口座振替割引制度」が追加されました。これは保険料を本来の納期限より早めて「口座振替」により納付する場合に、保険料を少し割り引く（早期割引）制度です。

この口座振替割引制度の導入により、現行の納付方法は、下記のようにになりました。

### (1) 納付書による方法

社会保険庁から直接本人宛に送られてきた納付書で、翌月末日までに納付します。この場合、保険料の割引はありません。

### (2) インターネット等による方法

金融機関とのインターネットバンキングの契約をした上で、パソコンや携帯電話を利用してインターネットで納付することができる方法ですが、割引はありません。

### (3) 口座振替により毎月納付する方法

翌月末日までに納付する場合  
割引の適用はありません。

当月末日までに納付する場合

当月の保険料を当月末日に振り替える（早割）場合は、保険料が毎月40円安くなります。

口座振替の申込みは、振替開始希望月の前々月までに、基礎年金番号など必要事項を記載した「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」に、年金手帳または国民年金保険料納付案内書、預（貯）金通帳、通帳の届出印等を添付して、金融機関、郵便局、社会保険事務所に提出することにより行います。

### (4) 口座振替により前納する方法

現行でも1年分または半年分というように一定期間の保険料をまとめて前納すると一定額の保険料が割り引かれますが、改正により平成17年4月以降口座振替で前納する場合には、前納による割引の他、口座振替による割引が適用になりさらに割引額が多くなります。

この方法を希望する場合は、社会保険事務所に連絡して前納用納付書を作成してもらいます。

## 男女同一賃金の原則

賃金について、労働者が女性であることを理由に、男性と差別的に取り扱う（不利に取り扱う場合だけでなく有利に取り扱う場合も含む）ことは、労働基準法で禁止されています。

女性であることを理由として、労働者が女性であることのみを理由として、あるいは社会通念として勤続年数が短いこと、主たる生計の維持者でないこと等を理由とすることであり、職務、能率、技能、年

齢、勤続年数等によって賃金に個人差のあることは差別的取扱いではありません。

ただし、たとえばこれらが同一である場合において、男性はすべて月給制、女性はすべて日給制とし、男性たる月給者が労働日数に関係なく月給の額が一定額であるのに対し、女性たる日給者が労働日数の多寡により賃金が男性の一定額と異なる場合などは法違反となり、六月月以下の懲役または三〇万円以下の罰金が科されます。

## 金品の返還

労働者が、死亡または退職（解

雇、任意退職、期間満了、定年退職等理由の如何を問わない）した場合において、権利者（退職の場合には労働者本人、死亡の場合はその相続人であつて、一般債権者は含まれない）から請求があつたときは、七日以内に賃金を支払い、同様に積立金、保証金、貯蓄金その他労働者の権利に属する金品を返還しなければなりません。ただし、

退職手当については、通常の賃金と異なり、就業規則等で定められた払時期に支払えば足りません。

また、賃金または金品に関し、その有無、種類、額等について、労使間に争いがある場合には、使用者は、異議のない部分のみを、請求後七日以内に支払い、または返還すればよいこととされています。使用者がこの規定に違反し、七日以内に賃金を支払わず、または金品を返還しない場合には三〇万円以下の罰金が科されます。